

令和6年5月17日

関係者各位

更生会社 株式会社プロルート丸光  
管財人 弁護士 山本幸治

## 役員等の責任に関する調査報告書提出・訴訟提起に関するお知らせ

株式会社プロルート丸光（以下「当社」といいます。）は、令和6年1月5日に大阪地方裁判所より更生手続開始決定を受け、裁判所及び調査委員の監督の下、皆様のご理解・ご協力を頂きながら事業を継続しております。

当社は、更生手続開始申立てに至る経緯において、雇用調整助成金の不正受給問題、当社を被告人とする金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出）等のコンプライアンス上の問題があったことを踏まえ、管財人として、これらの問題に限らず広く役員等に対する責任の有無に関する調査を実施し、この度、調査結果をまとめた調査報告書を裁判所に提出いたしました。

また、併せて調査結果に基づき、役員等に対する損害賠償請求訴訟を大阪地方裁判所に提起いたしましたのでご報告申し上げます。

今後、役員等に対する責任追及に関して、訴訟手続を通じて厳正に対応していく所存でございます。

関係者の皆様におかれましては、本更生手続を通じた当社の事業の再建に関し、引き続きのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上